



精神障害者

保健福祉手帳

についてのお知らせ

三重県こころの健康センター

令和3年3月版

「精神障害者保健福祉手帳」とは

① 精神保健福祉手帳は

手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種のサービスが提供されることを促進し、精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。

なお、手帳の表題は、「障害者手帳」となります。有効期限は2年です。

② 手帳交付の対象となる方は

精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。

③ 障害等級の種類は

障がいの程度の重いものから順に、1級、2級、3級となります。障害等級は診断書での判定、または年金証書（精神障害）の等級で決定されます。

④ 申請窓口

居住地の市町担当窓口

⑤ 申請に必要な書類

○申請書

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて提出してください。

(1) 診断書による申請の場合

- ・写真（縦4cm×横3cm）

申請前1年以内に上半身脱帽で撮影されたもの。ただし、申請者の申出により、都道府県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。

- ・診断書（初診日から6ヵ月以上経過した時点で作成したもの）

市町の担当窓口や病院等に指定の用紙があります。診断書の作成には、病院等の規程に基づく費用が必要です。

(2) 年金証書（精神障害のものに限る）による申請の場合

- ・写真（縦4cm×横3cm）

申請前1年以内に上半身脱帽で撮影されたもの。ただし、申請者の申出により、都道府県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。

- ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている場合は、その部分を含む。）または年金払込通知書
- ・年金事務所等への照会同意書（申請時にお渡します。署名又は押印が必要です。）

※なお、手帳への写真の貼付を希望されない方は、写真は不要ですが、それによってサービスが受けられないことがあります。

⑥ 更新

手帳の有効期限は2年です。更新を希望される場合には更新の手続きが必要です。更新に必要な書類は、新規申請の場合と同じです。有効期限の3ヵ月前から手続きを行うことができます。

⑦ 自立支援医療費（精神通院医療）との同時申請について

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院医療）の申請は、同時に行うことができます。お持ちの手帳と医療の有効期間が異なる方も同時に行うことが可能です。有効期間が異なる方については、現在お持ちの医療受給者証の有効期間を短縮し、新たに手帳と同日の有効期間の受給者証が交付されることとなります。

【準備いただく物】

- ・「5. 申請に必要な書類」(1) の手帳用診断書
- ・自立支援医療費（精神通院医療）の申請に必要な書類

「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けられた方は

① 税制上の優遇措置が受けられます

障害者手帳をお持ちの精神障がい者については、その障害等級に応じて所得税など税制上の優遇措置を受けることができます。

受けられる税制上の優遇措置は下記のとおりですが、手帳の障害等級で優遇措置の内容が異なりますので、詳しくは、下表の問い合わせ先へおたずねください。

◆ 税制上の優遇措置の概要 ◆

(令和3年1月1日現在)

| 優 遇 措 置 | 内 容 | 問い合わせ先 |
|-----------------------|--|------------------------|
| 所得税の障害者控除等 | 本人、又は扶養者の課税所得から以下の額が控除されます。 2級・3級…27万円 1級…40万円 なお、同居の特別障害者（1級）の方については、75万円 | 税務署 |
| 住民税の障害者控除等 | 本人、又は扶養者の課税所得から以下の額が控除されます。 2級・3級…26万円 1級…30万円 なお、同居の特別障害者（1級）の方については、53万円 ★前年分所得が125万円以下の場合、住民税は課されません。 | 各市町 |
| 利子等の非課税（マル優） | 元本が 350万円までの預貯金の利子に課税されません。 額面が 350万円までの公債の利子に課税されません。 ★合計 700万円までは非課税 ※郵政民営化法の施行日（平成19年10月1日）前に、郵便貯金の非課税制度の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期（又は解約）までの間、引き続き非課税とされます。 | 銀行などの金融機関 |
| 相続税の障害者控除等 | 法定相続人である障害者の相続税額から以下より算出した額が控除されます。 (算式) 障害者の場合：10万円×(85歳－その障害者の年齢) 特別障害者の場合：20万円×(85歳－その障害者の年齢) | 税務署 |
| 特定障害者の信託受益権に係る贈与税の非課税 | 国内に居住する特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）までの金額に相当する部分については贈与税が課税されません。 | 税務署 |
| 軽自動車税の減免 | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級の障がい有する方が使用する軽自動車、または1級の障がい有する方の通院等のため、当該障がい者と生計を同一にする方又は障がい者のみで構成される世帯の当該障がい者の常時介護者が一定期間継続的に送迎に使う軽自動車にかかる軽自動車税種別割が減免されます。 ただし、当該障がい者又は当該障がい者と生計を同一にする方で精神保健福祉手帳の保護者欄に記載のある方が所有する車両1台に限ります。 ※普通車を含め種別割の減免は障がい有する方1名につき1台に限ります。 | 各市町 |
| 自動車税及び自動車取得税の減免 | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級の障がい有する方又は保護者に相当する方が所有する自動車で、下記のいずれかに該当する場合に、自動車税種別割・環境性能割が減免されます。 ・障がい者本人が運転する ・障がい者と同居する方が運転し、当該障害者の通院、通学、通所、生業（通勤、自営業）その他社会参加活動の送迎に月に4回以上継続的（概ね6か月以上）に使用する ・一人で生活している障がい者、又は障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常に介護する方が、当該障がい者の通院、通学、生業の送迎に週3回以上継続的（1年以上）に使用する | 自動車税事務所 又は 県税事務所 |

※詳細については、問い合わせ先へおたずねください。

2 県の施設等の優遇措置が受けられます

| 施設名 | 優遇措置内容 |
|---------------|---|
| 三重県立美術館 | 観覧料を免除(手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料) |
| 三重県総合博物館 | 観覧料を免除(手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料) |
| 斎宮歴史博物館 | 観覧料を免除(手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料) |
| 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 | 利用料を免除(1名につき付添の方1名無料・サッカー場等を除く) |
| 三重県立みえこどもの城 | 利用料を免除(手帳を所持されている方及び1名につき付添の方1名無料) ※体験活動に伴う実費等を除く。 |
| 県営住宅 | 入居募集にあたっての当選率を優遇 |

※一部の映画館…入場料減額 映画館にておたずねください。

※上記以外にも、優遇措置を実施している施設等があります。ご利用の際に、直接お問い合わせください。

3 電話について、サービスが受けられます

(1) NTT ふれあい案内

事前に登録すると、NTTの番号案内(104)が無料で利用できます。

(2) 携帯電話の障害者割引サービス

申込みをすると、携帯電話の基本使用料等の割引サービスが受けられます。

※詳しくは、各電話会社におたずねください。

4 NHK放送受信料が免除されます

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の受信料免除基準は、次のとおりです。希望される場合は、免除申請手続が必要です。詳細については、お近くのNHK放送局でおたずねください。

- 全額免除…手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員の市町民税が非課税の場合
- 半額免除…手帳をお持ちで、障害等級が1級の方が世帯主で、受信契約者の場合

5 生活保護を受給している方は障害者加算が支給される場合があります(1級・2級のみ)

お住まいの市町の担当窓口へおたずねください。

6 航空旅客運賃の割引が受けられます

詳しくは、各航空会社におたずねください。

7 市町でも優遇措置を実施しているところがあります

お住まいの市町の担当窓口におたずねください。

「精神障害者保健福祉手帳」についてのお問い合わせは

お住まいの市町担当窓口、または下記まで

| 名称 | 住所 | 電話番号 |
|------------|---------------|--------------|
| 桑名保健所 | 桑名市中央町5丁目71 | 0594-24-3620 |
| 鈴鹿保健所 | 鈴鹿市西条5丁目117 | 059-382-8673 |
| 津保健所 | 津市桜橋3丁目446-34 | 059-223-5094 |
| 松阪保健所 | 松阪市高町138 | 0598-50-0532 |
| 伊勢保健所 | 伊勢市勢田町628番地2 | 0596-27-5148 |
| 伊賀保健所 | 伊賀市四十九町2802 | 0595-24-8076 |
| 尾鷲保健所 | 尾鷲市坂場西町1番1号 | 0597-23-3454 |
| 熊野保健所 | 熊野市井戸町383 | 0597-89-6115 |
| こころの健康センター | 津市桜橋3丁目446-34 | 059-223-5241 |